

令和8年度
事業者向け 省エネ・再エネ
支援制度説明会

参加無料

6/18^木 オンライン

(公財) 滋賀県産業支援プラザ
連携推進部 CO2ネットゼロ支援課

滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 CO2ネットゼロ支援課の事業

1. 省エネ・再エネ等推進加速化事業

省エネ診断支援事業

省エネ・再エネ設備等導入加速化補助金

促進区域内再エネ導入促進補助金（6月末以降に公開予定）

- ・脱炭素経営支援事業
- ・中小企業版SBT認定取得支援補助金

2. びわ湖カーボンクレジット普及促進事業

3. 次世代自動車普及促進事業

LED照明への
更新のみ対象

説明内容

- (1) 省工ネ診断支援事業**
- (2) 省工ネ・再工ネ等設備導入加速化補助金**
- (3) 促進区域内再工ネ促進事業補助金**
- (4) 次世代自動車普及促進事業補助金（事業者向け）**
- (5) 脱炭素経営支援事業**
中小企業版SBT認定取得支援補助金

令和8年度 省エネ診断支援事業



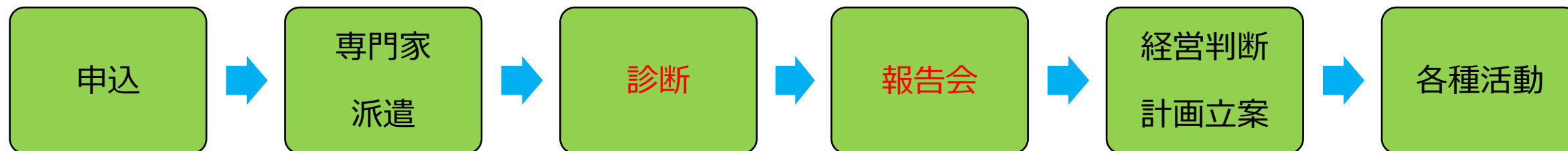
要領、様式などは下記URLにて参照ください



◆省エネ診断事業の目的

- 2050年CO₂ネットゼロ社会の実現
 - ・計画的な節電、省エネの支援
 - ・省エネ専門家からの適切な診断・助言による問題解決
 - ・**県内中小企業者等**のさらなる発展・成長を後押し

〈省エネ診断の流れ〉

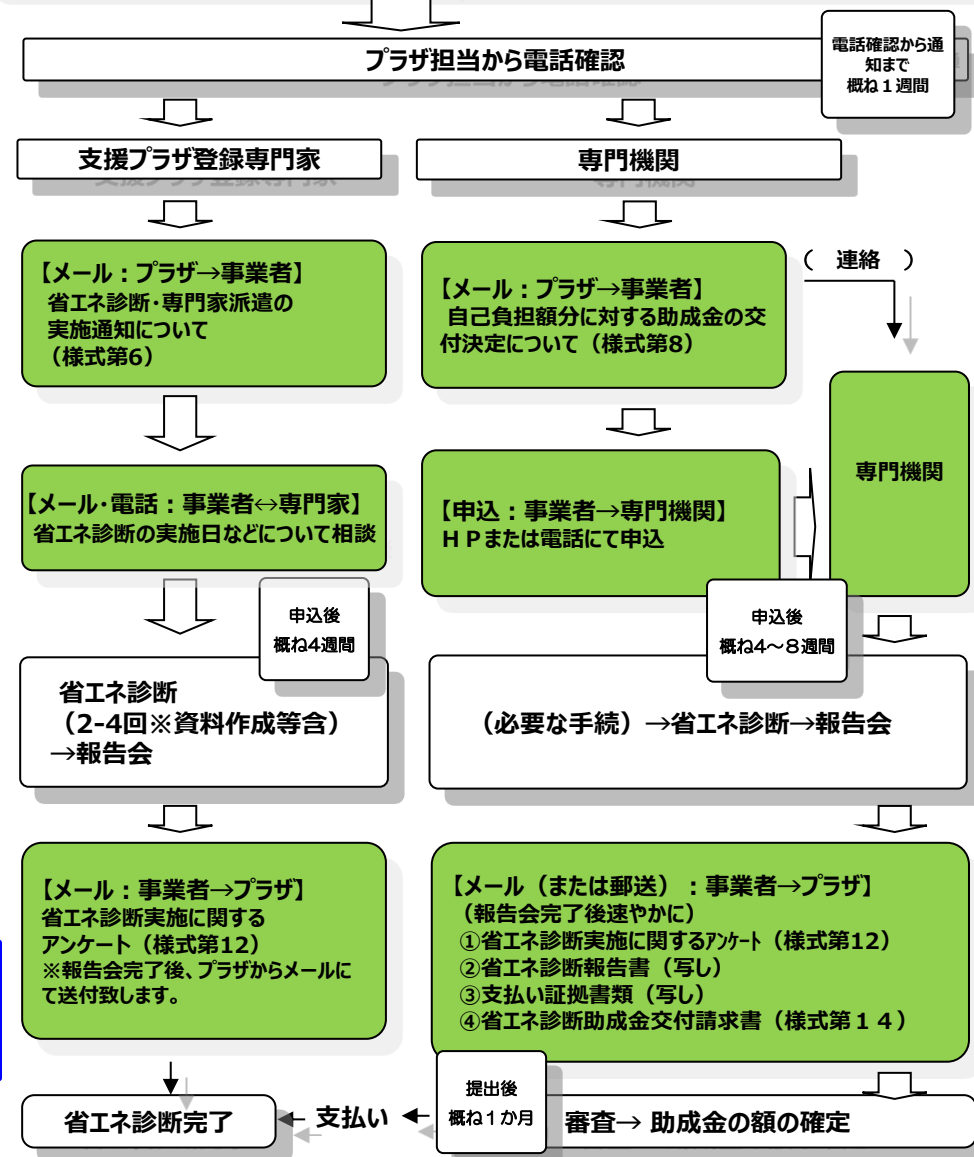


具体的には、

事業所・工場のエネルギー使用状況（CO₂排出量）を分析・把握し、
省エネ専門家からのアドバイスを基に計画的な改善・適切な設備投資を行い、
さらなる競争力の向上や付加価値の増加を図る、
県内経営者のお手伝い。 ⇒ **更新を予定する一部設備のみならず総合的な診断を行います。**

省エネ診断の流れ

- 【提出書類（メールにて）：事業者→プラザ】※HPよりダウンロード
- ① 専門家派遣要請書（専門家用） or 省エネ診断助成金交付申請書（専門機関用）（様式第1）
 - ② 省エネ診断 事前アンケート等（様式第1 別紙）
 - ③ 省エネ診断支援専門家派遣事業にかかる同意書（様式第2）
 - ④ エネルギー使用状況（使用量）（様式第3-1）
 - ⑤ エネルギー使用状況（設備）（様式第3-2）
 - ⑥ CO2ネットゼロに取り組む宣言書（様式第4）



診断申込先：
shindan2026@shigaplaza.or.jpまで

S店 様

地域：東海 従業員：1,400名

S店様では、省エネ対策として不要照明の消灯、照明間引き、空調温度の適正化等を実施されています。診断の結果、ショーケースの冷気漏洩対策、不要ショーケースの停止、ナイトカバーの設置、LED誘導灯への更新、負荷率の低い変圧器の統合等をご提案しました。



エネルギー使用状況

内訳	電気 (千kWh/年)	LPG (千kg/年)
改善前	1,300	6
改善後	1,204	6

提案項目ダイジェスト

運用改善	投資改善
提案1 冷凍冷蔵設備 ショーケース陳列方法の適正化 提案2 冷凍冷蔵設備 ショーケースの設定温度の適正化 提案3 冷凍冷蔵設備 ショーケースの不要物撤去 提案4 冷凍冷蔵設備 生ごみ用冷凍庫の運用停止 提案5 空調設備 売場以外の設定温度の適正化 提案6 照明 高効率蛍光灯に更新	提案7 冷凍冷蔵設備 室外機に日除け設置 提案8 冷凍冷蔵設備 ショーケースのナイトカバー設置による冷気漏洩の防止 提案9 照明 蛍光誘導灯をLED誘導灯に更新 提案10 受変電設備 低負荷率の変圧器を統合

支援制度の活用事例

給湯・大浴場の「運用」を見える化し、無理のない省エネを実現！

～高齢者福祉事業 従業員120名 H様の場合～

現状の課題と取組

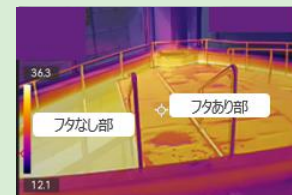
- 設備導入後の最適化：高効率空調、高効率ガス給湯器、LED照明導入で設備は省エネ型、しかし運用は従来型。職員の省エネ改善意識不足
- エネルギー使用実態調査：特に給湯器および大浴場の使用実態が未把握

具体的な対策

- 給湯スケジュールの見直し：実際の利用時間に合わせて運転時間を最適化
- 大浴場の運転時間の適正化：利用時間に応じた時間短縮
- 保温対策の強化：風呂ブタを導入し、夜間の熱損失を防止
- SDGs勉強会の実施



給湯器スイッチ



大浴場の様子

効果	給湯利用時間	24時間/日・台 ▶ 16.5時間/日・台
	大浴場運転時間	15時間/日 ▶ 5時間/日

➡ LPG使用量
10%削減

事業者様の 声

通常業務では気づかない視点からサポートいただき、省エネは小さな積み重ねが大切だと実感しました。投資余力がなくても、「今できることに目を向ける」学びは、今後の運営に大きくいかせると感じています。



省エネ診断を受診する前に

お使いの全エネルギーの使用量（１年間）と現有設備を調べておく必要があります

(2) エネルギー使用状況

貴事業所における直近1年分もしくは前年分の数値を記入してください。

〔記入方法〕

- ①電力：各電力会社の「電気ご使用量のお知らせ」に記載されている各月の電気の使用量
 - ②都市ガス：各ガス会社の検針票「検針結果のお知らせ」等に記載されている各月のガス使用量
 - ③LPG、灯油、重油、ガソリン等は、請求書、支払伝票などの各月の使用量
- 〔注〕検針表や料金請求書は使用月が2ヶ月にわたりますので、エネルギー使用日数の多い月を該当月としてください。

年月		購入電力〔契約1〕※2		購入電力〔契約2〕※2		発電電力※4		使用 電力量 計	ガス※5		その他燃料※5		上水道
西暦 (下2桁) ※1	月	電力量 ※3	最大 電力 ※3	電力量 ※3	最大 電力 ※3	発電量	うち 売電量		LPG (m ³ ※記)	灯油	ガソリン	A重油	
年	月	kWh	kW	kWh	kW	kWh	kWh	kWh	m ³	L	L	L	m ³
22	4	2,782	150	1,918				4,700	143	100			150
	5	2,361	100	1,506				3,867	106	130			500
	6	2,441	160	1,782				4,223	129	89			250
	7	3,672	120	3,223				6,895	117	58			600
	8	3,191	110	2,965				6,156	94	40			150
	9	3,280	80	2,925				6,205	97	35			150
	10	2,559	140	1,719				4,278	98	42			180
	11	2,509	130	1,625				4,134	114	58			350
	12	2,703	120	1,995				4,698	135	90			350
23	1	2,336	200	2,247				4,583	102	110			200
	2	2,719	180	2,667				5,386	138	135			430
	3	2,380	140	2,002				4,382	136	104			250
合計		32,933	—	26,574	—			59,507	1,408	991			3,560
熱量(GJ)		285	—	230	—			514	154	36			—
原油(kL)		7.341	—	30.852	—			13.265	3.9744	0.9332			—
熱量換算：		704		GJ		原油換算：		18		k L			

エネルギー使用状況（主な設備について）

記入方法について

- ・ 主な設備の情報について記入（消費エネルギーが大きいものを優先）
- ・ 台数が多く数えられない場合は「約〇台」でも可
- ・ 照明～ボイラー以外の主な設備があれば「その他」に追記
- ・ 必要に応じて行を追加してください
- ・ 「台数」… 数が多く数えることが困難な場合はおおよその数で可
- ・ 「エネルギー種類」… プルダウンから選択

区分	設備名称	台数	エネルギー 種類	備考
照明 設備	LED	10 機	電気	
	蛍光灯	50 機	電気	
	水銀灯	5 機	電気	
		機		
空調 設備	室内機	8 台	電気	
	室内機	台		
	室外機	5 台	電気	
	室外機	台		
コンプレッサー		1 台	電気	
ボイラー		1 台	灯油	
その他	冷蔵庫	1 台	電気	
	湯沸器	1 台	LPG	

令和8年度 省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金



要領、様式、手引きなどは下記URLにて参照ください



補助金の目的

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

前文（要旨）

地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題である。急速に進行する地球温暖化の状況はより厳しさを増しており、全世界を挙げて大幅な取組の強化とその一層の加速化が求められている。

気候変動の脅威が差し迫る中、本県は、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量を2050年までに実質的にゼロとする目標をここに掲げ、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するCO₂ネットゼロ社会づくりを進めることを決意した。

気候変動への対処を契機として、あらゆる社会経済構造の変革を推進するとともに、柔軟で革新的な発想をもってこの変革を社会経済の成長へと結び付け、真の意味で持続可能な社会を構築していく必要がある。

私たちには、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた高い環境意識と行動力など、有形無形の様々な資源がある。これらを総動員してCO₂ネットゼロ社会づくりに果敢に挑戦し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継ぐ第一歩として、この条例を制定する。



第1章 総則

- ◆目的（第1条）
- ◆定義（第2条）
- ◆基本理念（第3条）
- ◆関係者の責務（第4条～第7条）

第2章 基本的施策

●施策計画（第8条）

第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆事業者が取り組むよう努めるべき事項（第17条～第24条）
エネルギー使用量の把握、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等、冷暖房時の温度、環境物品等の購入等、廃棄物の発生抑制等、CO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品の開発等、温室効果ガス排出量に関する情報提供、温室効果ガス排出削減等販売等
- ◆事業者行動計画制度（第25条～第27条）

第2. 自然環境と調和するCO₂を排出しない地域づくり

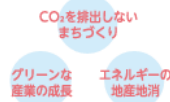
課 題

- さらなる省エネルギー・再生可能エネルギー導入の徹底が必要
・事業者により省エネルギー・再生可能エネルギー導入に向けた取組のばらつきが大きく、企業に対する働きかけが必要である。
- 個々の企業への取組に対する効果が見えにくい
・個々の企業での温室効果ガス排出削減に対する取組の効果を「見える化」するとともに、企業間の情報共有を推進することで、企業での省エネや再生可能エネルギー導入に向けた取組を促す必要がある。
- 次世代自動車等の普及に向けた環境整備が必要
・運輸部門からの温室効果ガスの排出削減に向け、走行時にCO₂を排出しない環境性能に優れた次世代自動車等（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）等）の普及が重要である。
- 農業における温室効果ガス排出削減の更なる取組が必要
・本県の農業におけるこれまでの成果をさらに推進する必要がある。
- 過度に自動車に依存しないまちづくりが必要
・地域や人口規模に応じたサービス機能が集積する多様な拠点がつながる拠点連携型都市構造や、「居心地が良く歩きたくなるまち」への転換が必要である。
- 森林・木材における炭素の吸収・貯蔵が必要
・従来の間伐等の促進に加え、主伐・再造林等の更新による炭素の吸収促進や、木材利用による炭素貯蔵等を図る必要がある。

目指す方向性および施策

1 企業における省エネ・再生可能エネルギー導入の推進

企業における省エネ・再生可能エネルギー導入が進むことで、温室効果ガスの排出量の過半を占める産業部門・事業部門からの温室効果ガスの排出が抑制されるとともに、企業価値の向上につながることを期待されます。



■ 専門家による省エネ診断の実施

- 中小企業等に専門家を派遣し、省エネや電気需要の平準化に関する助言・提案を行うエネルギー診断を支援し、設備改修を含む計画的な省エネ・節電行動の更なる促進を図ります。

■ 省エネ・再生可能エネルギー設備導入の促進

- 事業所における計画的な省エネ・再生可能エネルギー導入の促進を図るため、省エネルギーや電力ピーク対策に効果的な設備の導入や、発電設備、熱利用設備、バイオマス燃料製造設備、天然ガスコージェネレーション等の導入を推進します。

■ 建物の省エネ・創エネ・スマート化の促進（ZEBの普及）

- 高断熱外皮、高性能設備と制御機器等を組み合わせ、一次エネルギー消費量の収支が実質ゼロとなるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進等により、高度な省エネルギー性能を有する建築物の普及を推進します。



やさしく自動車に過度に依存しない「居心地が良く歩きたくなる」社会の実現が期待されます。

■ 次世代自動車等の普及

- 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）の普通充電器および急速充電器の設置を促進することにより、県内どこへでも安心して走行できる充電環境を整備するなど、電気自動車等の普及促進を図ります。



■ 人や物の円滑な移動や交流の促進

- 拡散型の都市構造から既存のストックを活かす視点を重視し、持続可能で質の高い都市構造への転換を目指します。
- 道路整備や新技術に対応した道路交通システムの構築などの道路交通対策により、交通を円滑化し、温室効果ガスの排出を抑制します。
- 地域のあらゆる移動手段を活用し、公共交通を自家用車、自転車等とも組み合わせ、人々が日々の生活において安全・安心に移動できる交通ネットワークの構築を目指します。

■ 輸送の効率化

- 輸送の効率化等を図る事業者等の取組を推進することで、トラック等の自動車から排出される温室効果ガスの排出削減につなげます。

4 CO₂ネットゼロに配慮した農業の推進

自然環境に配慮した生産性の高い農業を目指すことで、多面的な役割を有し、安全で安心な農産物の生産を促進します。

持続可能な農業のひろがり

補助金申請フロー

事業者が実行

プラザが実行

「省エネ診断」

診断申込
事前確認

診断者
派遣

初回
調査

報告会

謝金支
払い

・専門家（無料）

・省エネセンター
・国の登録診断機関

※自己負担金 1 割程度
発生後、プラザが補填

*再エネの場合、省エネ診断は実
績報告時まで完了でも可

数回

概ね1か月

「省エネ・再エネ設備導入補助金」

12/10まで

交付
申請

交付
審査

決裁

交付
決定

申請後、30日以内に
交付・不交付通知

・交付申請書
・事業計画書
・見積書
・配置図・写真
・びわ湖カーボン関連書類
(LEDのみ)
・その他証明書類 等

交付決定通知書
不交付決定通知書

R10/6/30ま
で

効果
測定
報告

LED照明の場合は、2030
年まで毎年びわ湖カーボン
シットの報告が必要

3月最終支払日
まで

補助金
支払

確定
通知

決裁

確定
検査

2/10まで

実績報告
交付請求

工事着工・完工

発注

交付決定後
に発注！

事業所・実績公表

省エネ・再エネ効果の管理

送金
(確定後20日以内を目途)

実績報告提出後30日以内

工事完工後30日以内

設備設置工事

・事業効果報告書
・電気使用量証明 等

帳簿及び証拠書類

耐用年数
まで

確定通知書

書類審査及び現地審査

・実績報告（兼交付
請求）書
・財産管理台帳
・工事証明書
・支出証明書類 等

事業計画変更承認申請書

必要に応じ

事業中止（廃止）承認申請書

60日以内
回答に
財産処分承認申請書

取得財産等管理台帳
による財産管理

耐用年数
まで

補助金の額

1.省エネ設備

照明設備や空調設備等、設備の更新・導入に対して金額補助します

補助率：1/3以内（上限200万円） ＊1GJあたり1万円が限度

2.再エネ設備

発電設備等、設備の導入に対して補助します

補助率：1/3以内（上限額 対象設備により10万円～210万円）

※指定避難所となる事業所は補助率等を優遇します

補助率：1/2以内（上限額 対象設備により75万円～300万円）

＊「指定避難所」とは、耐震性を有し、かつ、災害対策基本法の規定に基づき、地域の避難所として（文書）で指定された施設を指します

補助対象設備			補助限度額	
			中小企業者等（1/3以内）	指定避難所（1/2以内）
省エネ設備	省エネ診断において助言、提案を受けた省エネ対策につながる設備の整備		200万円 ただし、エネルギー削減量 1 G J 当たり 1 万円を超えない範囲とする。	
再エネ設備等	発電設備	太陽光発電	発電出力1KWあたり4万円を乗じて得た額 （上限120万円）	
		太陽光発電＋蓄電池	発電出力 1 kWあたり7万円を乗じて得た額 （上限210万円）	発電出力 1 kWあたり10万円を乗じて得た額 （上限300万円）
		風力発電	100万円	150万円
		小水力発電	200万円	300万円
		バイオマス発電		
	熱利用設備	太陽熱利用	200万円	300万円
		バイオマス熱利用	200万円	300万円
		地中熱利用	200万円	300万円
		下水熱利用	200万円	300万円
		その他熱利用	100万円	150万円
	燃料製造設備	バイオマス燃料製造	100万円	150万円
	エネルギー利用設備	ガスコージェネレーション	200万円	300万円
		燃料電池	200万円	300万円
		蓄電池	蓄電容量 1 kWhあたり5万円を乗じて得た額 （上限50万円）	蓄電容量 1 kWhあたり7万円を乗じて得た額 （上限75万円）
		次世代自動車＋V2H		100万円
		V2H単体	10万円	

省エネ診断での記載例

提案 6	照明設備のLED化更新
■ 削減効果（省エネ計算：全体） 照明リストの通りLED化すると、 削減電力量は、12350 [kWh]現状 - 10727.4 [kWh]LED消費電力 = 1622.6 [kWh] 熱量換算削減量は、1622.6 [kWh] × 8.64 [GJ/千kWh] / 1,000 = 14.02 [GJ] 熱量換算削減率は、14.02 [GJ] / 197.27 [GJ] × 100 = 7.1 [%] 原油換算削減量は、14.02 [GJ] × 0.0258 [kL/GJ] = 0.36 [kL] CO2排出量削減量は、 1622.6 [kWh/年] × 0.360 [t-CO2/千kWh] / 1,000 = 0.58 [t-CO2/年] 削減額は、1622.6 [kWh] × 29.89 [円/kWh] = 48.5 [千円/年]	

合計1780kWh=1.78千kWh

提案 7	省エネ診断報告書例	エアコンの更新
■ 削減効果（省エネ計算） 更新前の消費電力量と、更新前後のエアコンそれぞれの定格冷房能力・定格冷房消費電力から 更新後の消費電力量を推計する ①エアコンの更新 更新後消費電力量 = 更新前消費電力量 × $\frac{\text{更新前定格冷房能力}}{\text{更新後定格冷房能力}}$ × $\frac{\text{更新前定格冷房消費電力}}{\text{更新後定格冷房消費電力}}$ 更新後消費電力量 = 4162 [kWh] × 16 [kW] / 16 [kW] × 2.80 [kW] / 5.82 [kW] = 2002.3 [kWh] 削減電力量は、4162 [kWh] - 2002.3 [kWh] = 157.4 [kWh] 熱量換算削減量は、157.4 [kWh] × 8.64 [GJ/千kWh] / 1,000 = 1.36 [GJ] 熱量換算削減率は、1.36 [GJ] / 197.27 [GJ] × 100 = 0.69 [%] 原油換算削減量は、1.36 [GJ] × 0.0258 [kL/GJ] = 0.035 [kL] CO2排出量削減量は、157.4 [kWh/年] × 0.360 [t-CO2/千kWh] / 1,000 = 0.057 [t-CO2/年] 削減額は、157.4 [kWh/年] × 29.89 [円/kWh] = 4.70 [千円/年]		

・省エネ診断の結果を基に、設備導入したことによる、削減エネルギー量を記載
・導入した設備の影響を受けなければ、何も記入しない、もしくはゼロを記入

ここに合計削減量（単位：GJ）が算出される

補助金額の算定例 1 （省エネ時削減量の記入）

エネルギーの種類	単位	補助事業実施前のエネルギー使用量		補助事業実施後のエネルギー使用予定量		補助事業によるエネルギー使用削減量	
		数値	熱量(GJ) A	数値	熱量(GJ) B(A-C)	数値	熱量(GJ) C
原油（コンデンセートを除く。）	kL		0.00	0.00	0.00		0.00
原油のうちコンデンセート（NGL）	kL		0.00	0.00	0.00		0.00
揮発油（ガソリン）	kL		0.00	0.00	0.00		0.00
ナフサ	kL		0.00	0.00	0.00		0.00
灯油	kL	1.20	43.80	1.20	43.80		0.00
軽油	kL		0.00	0.00	0.00		0.00
A重油	kL		0.00	0.00	0.00		0.00
B・C重油	kL		0.00	0.00	0.00		0.00
石油アスファルト	t		0.00	0.00	0.00		0.00
石油コークス	t		0.00	0.00	0.00		0.00
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	0.00	0.00	0.00		0.00
	石油系炭化水素ガス	千m ³	0.20	21.88	0.20	21.88	0.00
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t	0.00	0.00	0.00		0.00
	その他可燃性天然ガス	千m ³	0.00	0.00	0.00		0.00
輸入原料炭	t		0.00	0.00	0.00		0.00
コークス用原料炭	t		0.00	0.00	0.00		0.00
吹込用原料炭	t		0.00	0.00	0.00		0.00
輸入一般炭	t		0.00	0.00	0.00		0.00
国産一般炭	t		0.00	0.00	0.00		0.00
輸入無煙炭	t		0.00	0.00	0.00		0.00
石炭コークス	t		0.00	0.00	0.00		0.00
コールタール	t		0.00	0.00	0.00		0.00
コークス炉ガス	千m ³		0.00	0.00	0.00		0.00
高炉ガス	千m ³		0.00	0.00	0.00		0.00
発電用高炉ガス	千m ³		0.00	0.00	0.00		0.00
転炉ガス	千m ³		0.00	0.00	0.00		0.00
その他の燃料	都市ガス	千m ³	0.00	0.00	0.00		0.00
産業用蒸気	GJ		0.00	0.00	0.00		0.00
産業用以外の蒸気	GJ		0.00	0.00	0.00		0.00
温水	GJ		0.00	0.00	0.00		0.00
冷水	GJ		0.00	0.00	0.00		0.00
電気以外計	GJ		65.68		65.68		0.00
電気	千kWh	15.23	131.59	13.45	116.2	1.78	15.38
合計	GJ		197.27		181.89		15.38

・事業所として1年間で使用した各エネルギー量を記載する
・省エネ診断時に準備いただいているもので可
事例では灯油、LPG、電気を使用
・各エネルギーの指定の単位で記入すること

※申請や報告時の記載方法については省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金のWebページに掲載しております記入例を参照ください

補助金額の算定例 2

省エネの場合（省エネ事業計画書にて算定）

3 事業の効果等について									
補助事業実施前のエネルギー使用量	(A)					197.27		GJ	
補助事業による削減量	(B)					15.38		GJ	
削減率	(B)/(A)					7.79		%	

100GJ以上 or
5%以上の削減

5 補助金額の算出について										5%以上の削減	
										金額	
①	削減量による金額（千円未満切り捨て）									153,000円	
②	補助対象経費の1／3（千円未満切り捨て）									960,000円	
③	補助上限額									2,000,000円	
<u>補助金額（①～③のうち最も額が低いもの）</u>										153,000円	

- ①削減量 15.38GJ×1万円/GJ=158,000円
- ②工事費 補助対象2,882,000円×1/3=960,000円
- ③上限 2,000,000円

参考：代表的エネルギーの年間使用量と熱量（GJ）

電気・・・年間12000kWh使用（1000kWh/月相当）→104GJ/年
灯油・・・年間1200ℓ使用（100ℓ/月相当）→44GJ/年
LPG・・・年間120m³使用（10m³/月相当）→13GJ/年

再エネ（太陽光発電単体）の場合

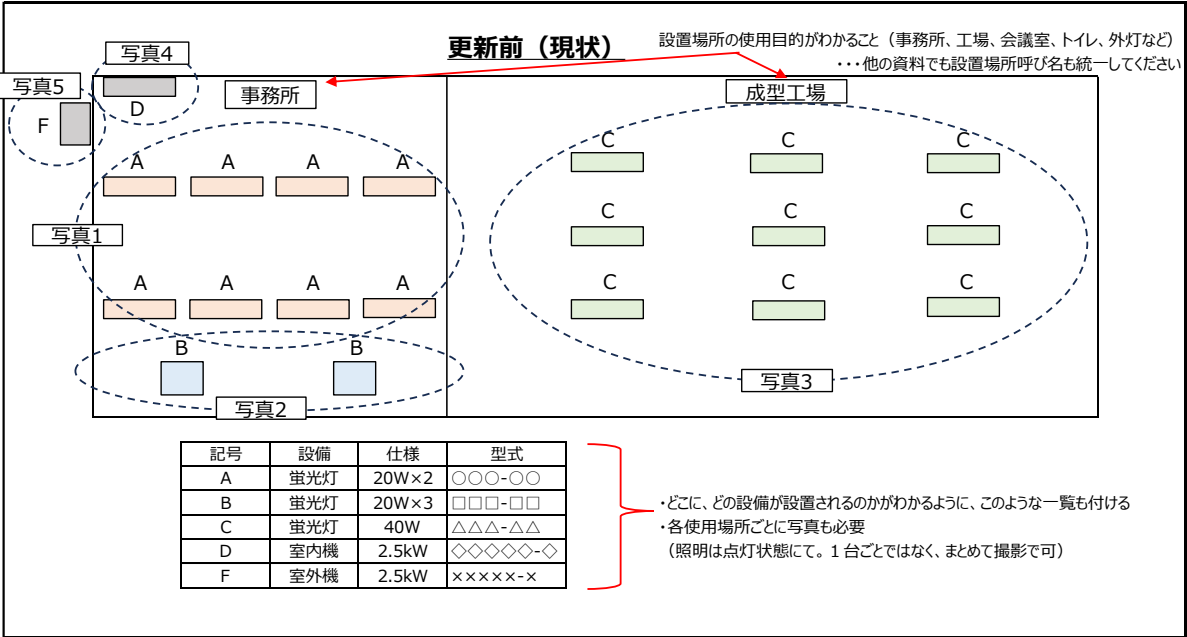
(4) 発生電力の利用設備および用途等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3600kWh以上かつ50%以上自家消費が必要

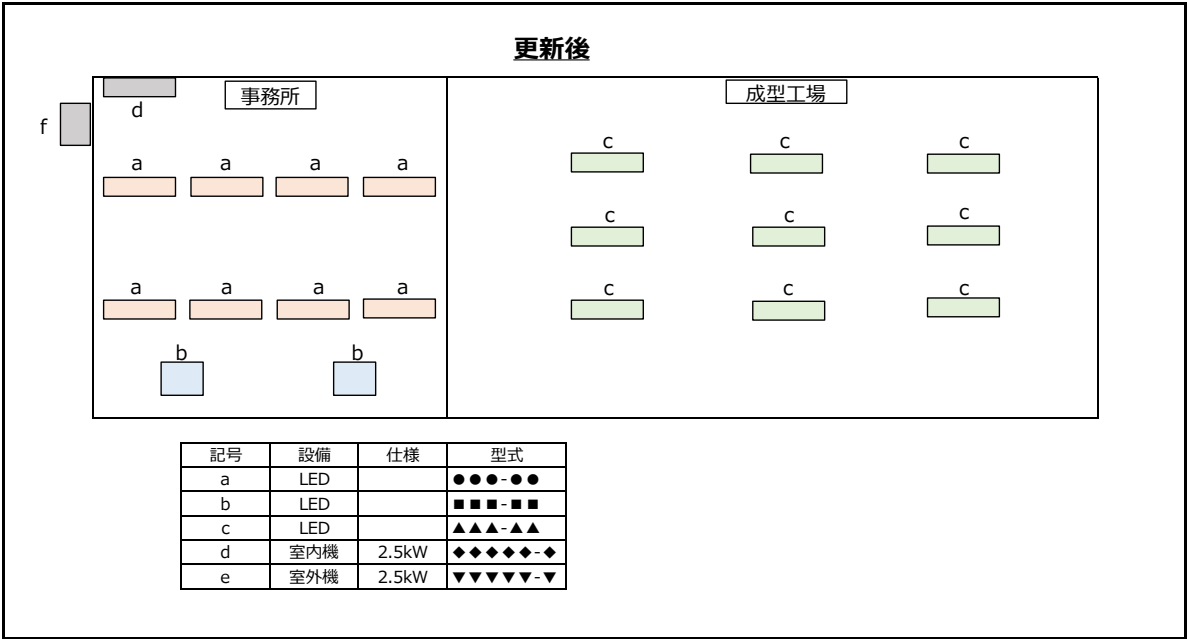
5 補助金額の算出について										自家消費が必要									
区分				太陽光発電設備(単独)															
①	発電量による金額(千円未満切り捨て)										1,520,000								
	38.00		kW		×		4		万円										
	(3の発電出力)				(設備に応じた係数)														
②	補助対象経費の1/3(千円未満切り捨て) *ただし指定避難所の場合は補助対象経費の1/2										1,246,000								
③	補助上限額										1,200,000				○				
④	<u>補助金額(①~③のうち最も額が低いもの)</u>										1,200,000								

- ①発電量 38kW×4万円/kW（太陽光単独）=1,520,000円
- ②工事費 補助対象3,740,000円×1/3=1,246,000円
- ③上限 1,200,000円（太陽光単体の場合）

参考：配置図



- 配置図にて
- ・設置場所名称
（他の資料でも統一）
 - ・設備型式
 - ・設備台数
- が把握できること



参考：写真資料作成例

写真1 事務所A-①



- ・基本すべての設備の写真が必要
- ・照明多い場合でも、全ての設備が写っていること。広いエリアであれば分割などする。
- ・同じ照明を設置しているエリアで、すべての設備写真を撮影できない場合でも70～80%の設備が撮影されていること。
- ・設備設置が認識できるレベルの写真であり、照明の場合は点灯状態であること
- ・照明以外の設備は定格銘板など設備型番がわかる写真も必要

写真2 成型工場B



写真3 事務所A室内機



どこに設置した、何の設備かわかること

写真4 事務所A室外機



写真5 パソコン定格銘板



写真6 太陽光パネル



パネルの枚数が確認できる写真であること

※太陽光パネルはパネル裏側などにある型番の写真も必要

現状の設備が存在しない場合は、設備ごとに設置予定場所の写真を提出ください

参考：見積書記載例

御見積書

件名：〇〇株式会社様太陽光発電設置工事

発行日 令和7年5月14日

受渡期日
受渡場所
有効期限

お打ち合わせによる
現場据付渡し
30日

申請日にて有効
期限内であること

△△△株式会社
大津市打出浜 2 - 1
TEL：077-511-1424
FAX：077-511-1418

社株△
之式△
印会△

お見積金額

¥6,399,000

(税別価格)

担当	認可
山田	佐藤

品名	仕様	数量	単価	金額
機器費		1式	3,456,000	3,456,000
太陽電池モジュール取付工事		1式	467,000	467,000
電気配線工事費		1式	1,710,000	1,710,000
足場設置工事費		1式	200,000	200,000
その他費用		1式	583,000	583,000
値引き		1式	-17,000	-17,000
合計				6,399,000

明細の記載がない

御見積書				
件名：〇〇株式会社様太陽光発電設置工事				
発行日：令和7年5月14日				
受渡期日 お打ち合わせによる				
受渡場所 現場据付渡し				
有効期限 30日				
〇〇株式会社				
大津市打出浜 2 - 1				
TEL：077-511-1424				
FAX：077-511-1418				
お見積金額 ¥6,399,000 (税別価格)				
品名 仕様 数量 単価 金額				
機器費				
(内訳)				
太陽光モジュール				
パワーコンディショナー				
パワーコンディショナー (自立運転機能有)				
パワーコンディショナー-BBB-24				
値引き				
ケーブル				
設置用架台				
交流集電盤				
太陽電池モジュール取付工事 (内訳)				
太陽光モジュール取付費				
架台取付費				
荷揚費				
電気配線工事費 (内訳)				
機器取付費 (パワコン、集電盤)				
電線配管配線工事				
PVケーブル配線工事				
高圧受電盤改修工事				
接地工事				
通信配線工事				
足場設置工事費 (内訳)				
昇降用足場設置費				
その他費用 (内訳)				
現場管理費				
工事消耗材費用				
合計				

見積書における主な注意点

- 1. 申請日時点で有効期限内であること
- 2. 値引きは記載不要であるが、記載するならどの項目の値引きであるかがわかること
- 3. 補助対象経費と補助対象外経費が区別できるように、各費用の明細が記載してあること

対象事業者

補助対象事業者

1. 中小企業者等であり、県内に事業所等を有する法人（PPA事業者及びリース事業者の場合は、需要家を指す）。個人事業主も含む。
＊ みなし大企業は対象外
2. 県税に滞納がない及び事業活動において関係法令等に基づく許認可等の必要な手続きを完了している
3. 事業者又は役員等が暴力団と社会的に非難される関わりを持っていない
4. エネルギー使用量（原油換算）が1500KL未満等の事業者
（＊ 再エネ設備のみ導入する場合はこの限りではない）
5. 過去に滋賀県から省エネ設備等に関する補助金交付を受けた事業者の場合は、交付を受けた年度の翌年度から起算して3年を経過している事業者
（＊ 再エネ設備であれば上記制限はない）

【参考】「中小企業者等」（中小企業経営強化法第 2 条第 2 項に規定する中小企業者等ほか）

* 資本金の額又は従業員数

区 分	資本金の額等	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	9 0 0 人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5 千万円以下	2 0 0 人以下
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、 医業、その他法人格を有する民間事業者	1 0 億円以下	2 , 0 0 0 人以下

※ただし、以下の中小企業者等（みなし大企業）は対象から除きます。

- (1) 発行済株式の総数または出資価額の総額の 1 / 2 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価額の総額の 2 / 3 以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の 1 / 2 以上を占めている中小企業者

補助対象事業

補助対象事業

1.設備の導入に要した経費の内、本工事費・付帯工事費・設備費とし、消費税及び地方消費税、処分費・設計費等は対象外とする

2.エネルギー管理士等、有資格者による事業所全体の省エネ診断において助言、提案を受けた省エネ対策につながる設備。但し、次の場合はその限りではない

- ・再エネ設備においては、新規開業等省エネ診断が出来ない場合は診断不要
- ・太陽光発電設備におけるファイナンスリリース・PPA需要家は診断不要

3.以下の設備は対象外とする

- ①生産設備及び事務用機器
- ②資産計上できない設備、容易に可搬できる設備等（詳細はQ&A参照）

4.交付決定通知前において事業未着手（発注未）である

5.補助対象設備毎に、補助対象経費の総額が30万円以上である

補助要件のポイント

省エネ設備

省エネ設備は、次の何れかを満たすこと

- ①対象事業所全体の過去1年間のエネルギー使用量に比べて**5%以上**の削減が見込まれること
- ②対象事業所全体で年間**100GJ以上**のエネルギー使用量の削減が見込まれること

* 省エネ量算定資料

- ①診断報告書
- ②エネルギーごとのエネルギー計算データ・月別請求書
- ③エネルギー換算表（①や②を反映）

再エネ設備

太陽光発電設備等、補助金の交付を受けた発電設備で、発電した電力は**年間3600KWh以上**且、**50%以上**の電力を自家消費すること

* 発電量算定添付

- ①年間想定発電電力量
- ②自家消費電力量
- ③年間購入電力量のエビデンス（毎月の請求書もしくは省エネ診断申込書の算定結果など）

<共通>

- ①補助対象設備の**発注（契約）**の事業者及び**施工**を行う事業者は、**県内の本社又は支店等の事業所**を有する事業者であること。（ファイナンスリースおよびP P Aは除く）
- ②当年度内に補助金の交付を受ける事が出来る設備は、**1事業者あたり**補助対象設備の**何れか一つ**とする。但し、次の設備の組み合わせはこの限りではない。

複数設備導入の組合せと補助限度額

設備	補助限度額
省エネ設備 / 太陽光発電 + 蓄電池	200万 + 210万 = 410万
省エネ設備 / 太陽光発電	200万 + 120万 = 220万
太陽光発電 + 蓄電池 / V2H	210万 + 10万 = 220万
太陽光発電 / V2H	120万 + 10万 = 130万

活用事例

申請・計画

補助金活用事例 1 省エネ診断～LED照明導入

出典：令和6年度補助金活用事例

省エネ診断を受診し、LED照明器具更新事業を申請
【設備改善】

	提案内容	削減量 (GJ)	削減率 (%)	削減額 (千円)	CO ₂ 削減量 t-CO ₂	投資額 (千円)	回収年 (年)
提案3	モーターの省エネベルト導入による省エネ	3.1	0.5%	12	0.1	15	1.3
提案4	日射調整フィルムによる空調負荷低減	9.5	1.5%	39	0.3	150	3.8
提案5	旧空調機から最新高効率空調機への更新	24.7	4.0%	101	0.7	800	7.9
提案6	照明設備を最新高効率設備へ更新	179.1	29.1%	736	5.4	4000	5.4
提案7	太陽光発電設備による電力削減と熱損失防止	59.2	9.6%	243	1.8	1800	7.4
			0.0%				#DIV/0!
合計		275.6	44.8%	1131	8.3		

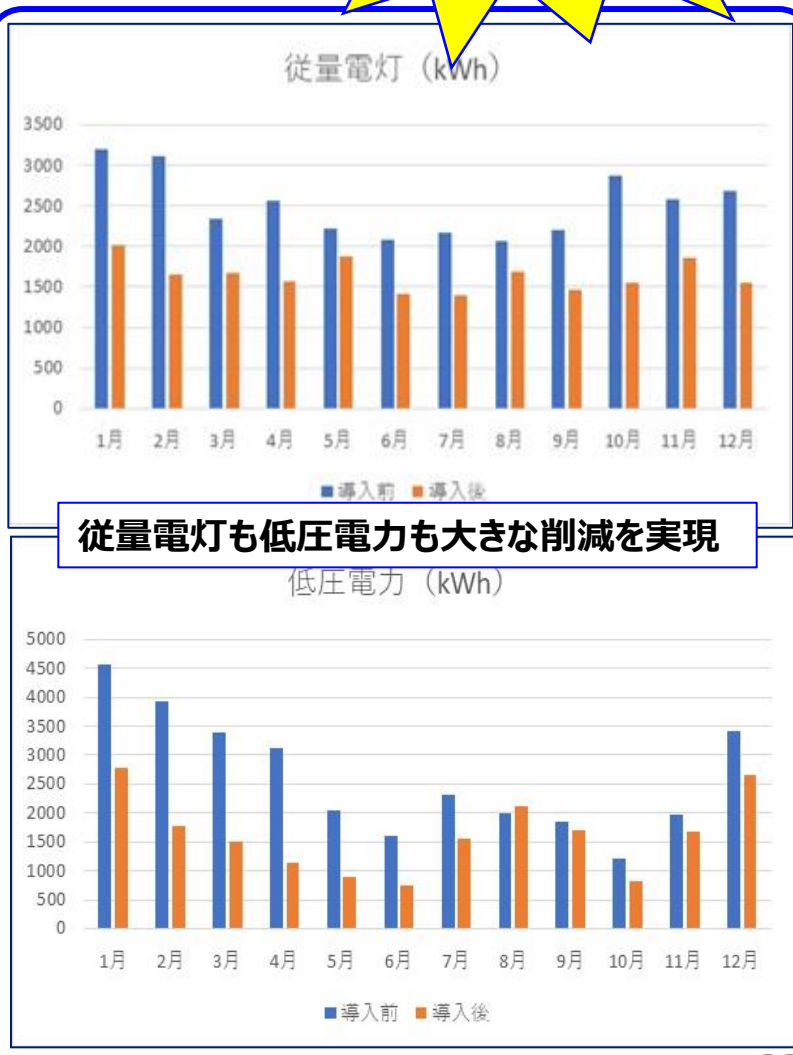
合計57台のLED照明を導入するにあたり補助金として100万円を交付申請。
うち27台は高輝度高天井LED照明（従来の水銀灯に替わるタイプ）を導入。

型番	1本あたりの消費電力(W)	本数(本)
ECF4040W/NSAN8/W + FA24/W	44	3
LEKT57S901N-LD9	56	4
EXIL1011SA9-16-G	8	1
MY-L420330/N AHTN	14	1
MY-L420330/N AHTN	14	2
ESD08122/N/SAN2	80	20
MY-B440335/N AHTN	25	11
MY-BK440335C/N AHTN	27	1
LGW51714W CF1	8	1
EL-D04/3(062NM) AHN	4	3
EL-D04/3(062NM) AHN	4	1
EL-D04/3(062NM) AHN	4	2
EL-D04/3(062NM) AHN	4	1
MY-V440331/N AHTN	25	4
MY-V208231/N AHTN	6	2

・計画以上の電気使用量削減を達成（30%→37%）
・年間約92万円のコスト削減
・約3.7年で投資回収

結果・効果

交付申請時の削減目論見	補助金計算			補助金額	削減結果 (効果報告)
導入前使用量 削減予定量 削減率	補助対象経費の 1/3（税別）	削減熱量	上限	左の計算から最も 低い額	削減熱量
61,508kWh 18,730kWh 30.3%削減	4,120,000円 /3 =1,618,000円	18,730kWh= 161.8GJ 161.8×1万円 =1,618,000円	1,000,000円	1,000,000円	22,525kWh =194.6GJ 36.5%削減



県内の3事業所にそれぞれ太陽光発電を設置

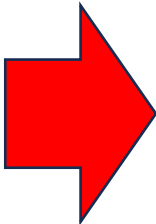
- ・太陽光パネル 合計89kW
- ・パワーコンディショナー 合計6台 74.85kWh

を導入する事業計画を立案し、1,200,000円の補助金を申請

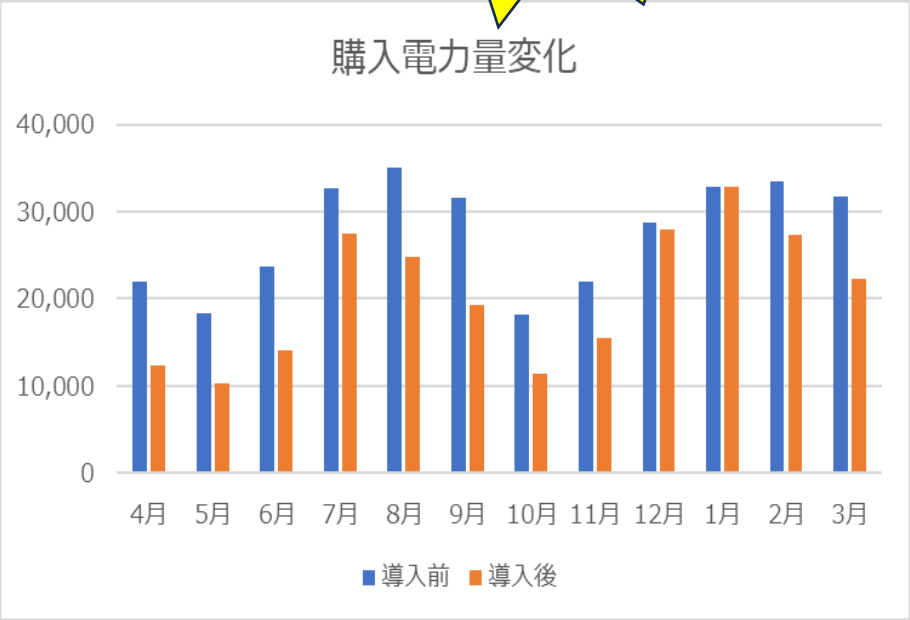
(3) 発電電力量と経済性																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

太陽光発電を導入することで、従来の購入電力量を8.5万kWh/年 (▼26%) 減らすことができた。電気料金を年間約200万円削減できる

①計画相当の自家消費量を達成
②約10.7年で投資回収が可能



購入電力量変化



結果・効果

交付申請時の 発電目論見	補助金計算			補助金額	発電結果 (効果報告)
発電量 自家消費量 自家消費率	補助対象経費の 1/3 (税別)	発電容量	上限	左の計算から最も 低い額	発電量 自家消費量 自家消費率
96,214kWh 76,009kWh 79%	22,558,000円 /3 = 7,519,000円	74.85kW×4万円 = 2,994,000円	1,200,000円	1,200,000円	78,445kWh 75,298kWh 96%

令和 8 年度の主な変更点

- ・補助対象経費が**60万円**を下回る事業は補助対象としない → **30万円**に変更
- ・省エネ設備の補助上限額**100万円** → **200万円**に上限変更
- ・過去に滋賀県の**省エネ補助金**を受けた場合は**申請不可** → 交付を受けた**翌年度**を起算として**3年が経過**していれば申請可能（今年度であれば**令和4年度以前に交付**を受けた場合は申請可）
- ・過去に滋賀県の**省エネ再エネ補助金**を受けて導入した設備は**対象外** → **耐用年数を経過**した場合は更新可
- ・市町からの補助金は併用可 → 市町からの補助金は併用可であるが、**補助対象経費からその分を差し引く**
- ・設備の帳簿類は**5年間保管** → **耐用年数期間**は保管
- ・省エネ設備は国との**併用不可** → **併用可**。ただし**補助対象経費からその分を差し引く**
- ・補助金の送金先は**申請書に記載** → **銀行名、支店、口座番号、口座名義が証明できるものも提出**
- ・写真は**すべての設備が撮影**されており、**存在が確認**できるものであること（複数台を1枚の写真でも可）
- ・照明以外の設備は定格銘板など**型番が確認できる写真**も添付必要

令和 8 年度における注意ポイント

- ・必要書類の不足、記載事項の漏れがある場合は審査せず、他の申請や報告を優先します
- ・工事の発注先・施工者は滋賀県内の事業者であること
＊ただし滋賀県内に工事可能な事業者がない場合や、ファイナンスリース・PPAは除く
- ・提出時点ですべての見積書は有効期限内の見積書であること（採用予定外の見積書も）
- ・支出証明書類の写しは振込証明書。現金払い（領収書）は不可。手数料は発注者負担
- ・納税証明書については、「県税に未納がないことの証明」を提出
- ・申請者はかならず申請・報告書類を確認し、提出最終版は保管しておくこと
- ・効果報告において、削減量や自家消費率が要件を満たしていないや、目論見とのギャップが大きい場合、分析を十分に実施のこと。そのためには常日頃からのエネルギー使用量や発電量の把握が必要（行動計画書や行動報告書に掲載がある定期確認の実施など：次ページ参照）

行動報告書例（計画書は交付申請時、報告書は実績報告資料の一部）

様式第 6 号別紙 3

作成日: 2026/12/15

CO₂ネットゼロに向けた行動報告書

右の記載例を参考に、自社で取り組んだ結果を記載ください
（「効果なく実施しないと判断」や開始時期の変更あれば記載）

1 取組の推進体制整備

取組項目	実績報告
ア CO ₂ ネットゼロに向けた方針等の策定	実施済
イ 省エネルギー担当者の配置	実施済
カ 事業所内会議・研修会等で報告	実施済
その他	

2 エネルギー使用状況の把握

取組項目	実績報告
イ 設備ごとに詳細に把握	実施済
エ 主要設備の使用状況の把握	実施済
その他	

このような項目を定期的の実施していると、
省エネ状況や省エネ効果の発揮度合がわかります

必ず正しい実績を記載ください。

参考資料：納税証明書

記載例（法人）

納税証明書交付請求書

（あて先）
滋賀県知事

令和〇年〇月〇〇日

請求者
住所（所在地）
滋賀県大津市京町4丁目1-1

証明書の対象者
（どなたの証明書が必要か）

個人番号
（法人番号）
法人番号を記入してください。

（フリガナ）氏名（名称）シガケンゼイ
滋賀県税株式会社
代表取締役 滋賀 太郎
法人名だけでなく代表者名も記入してください。

代表者印は不要です。

電話番号（日中連絡がとれる番号）
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
請求者の電話番号を記入してください。

※ 代理人の方が請求する場合、委任状が必要です。

使用目的	税目・その他証明	年度・期別
1 資金借入	1 県税に未納がないこと	令和△年△△月△△日～ 令和□年□□月□□日 法人県民税・法人事業税について 請求する場合は、どの事業年度か わかるように記入してください。 （県税に未納がない証明の場合は 記入不要です。）
2 入札参加資格 審査申請	2 個人事業税	
	3 法人県民税	
	4 法人事業税	
3 許可申請	および地方法人特別税または特別法人事業税	
	5 不動産取得税	
4 決算変更届	6 県たばこ税	
	7 ゴルフ場利用税	
5 その他	8 軽油引取税	
	9 自動車税（種別割）	

※滋賀県のホームページより
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zeikin/337095.html>

納税証明書

納税者（特別徴収義務者）
住（居）所
氏名（名称）
氏名（名称）
年度
税目
税額
法定納税額等
納付済額
未納額
納期
事務所・納税番号
【証明事項】
本証明書交付日現在、県税徴収金（個人県民税、地方消費税を除き、地方法人特別税を含む。）に
未納がありません。ただし、納期遅延未納、徴収滞り中のものを除く。
第 号
令和 元年 10 月 2 日交付
上記のとおり相違ないことを証明する。
滋賀県知事 三日月 大造
（県民 2-33）

納税証明書例

37

交付の判断基準

原則として、**審査可能な案件を到着順に審査**し交付を判断します。
また、債務超過で経営の改善が見込まれない等、事業計画の遂行に支障が認められる場合は、不交付となる場合があります。

書類送付先・お問い合わせ方法について

送付先 : 申請書や別添資料は、**電子メール**で送付ください。
(申請書はWebにも掲載している記入例を参考にして記載ください)

* メール送信が難しい場合は産業支援プラザに相談ください

Q&A : 原則、**電子メール**でのお問い合わせ並びに回答とさせていただきます

メールアドレス : kasokuka2026@shigaplaza.or.jp

なおメール送信できないような大容量ファイルがあれば、産業支援プラザに連絡ください。

* お問い合わせ後3営業日を超えて産業支援プラザ
より回答が無かった場合は、お手数ですが以下連絡先へ
電話にてお問合せ下さい

☎ 077-511-1424 CO2ネットゼロ支援課

令和8年度 促進区域内再エネ導入促進事業



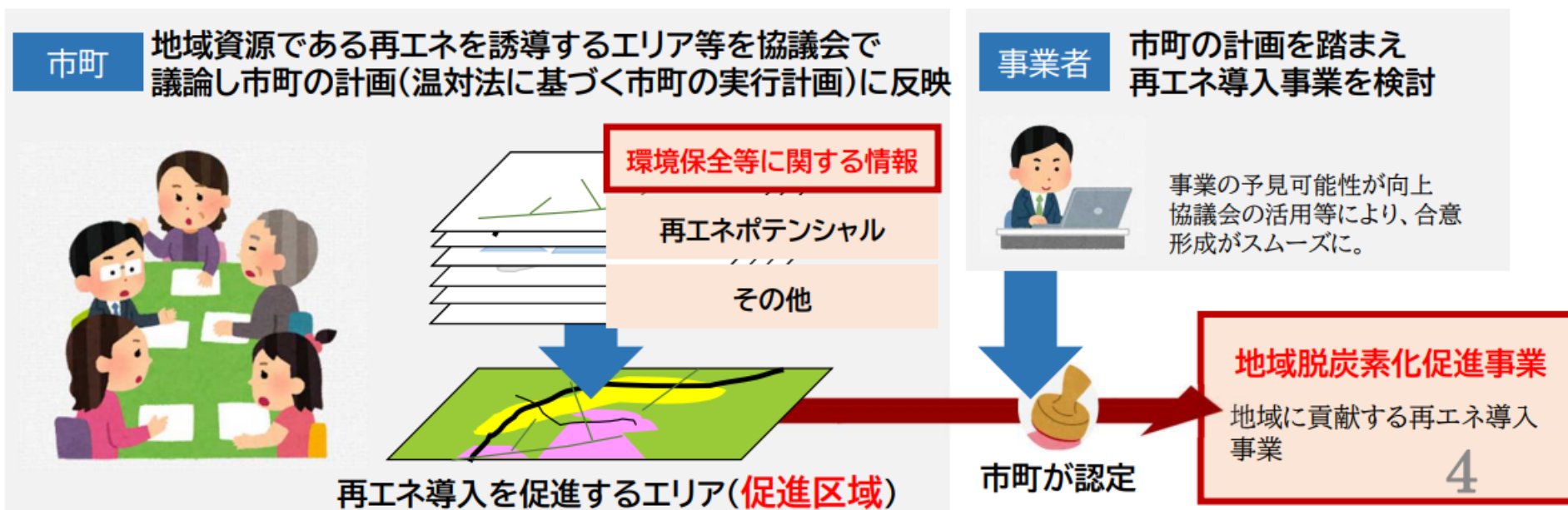
※ 7月上旬に公開予定のホームページ資料にて詳細をご確認ください

背景

CO₂ネットゼロ社会づくり審議会資料より
令和5年（2023年）8月28日

地球温暖化対策推進法の改正により、自然環境や地域社会への影響が少ないエリアを再エネ導入を促進する区域（「促進区域」）として市町が設定し、地域の課題解決にも貢献する再エネ導入（地域脱炭素化促進事業）を推進する制度が創設された（令和4年度から）。

市町が促進区域を設定する際には、国や県の「環境配慮基準」を踏まえる必要がある。



「促進区域」内で、太陽光発電設備や蓄電池を導入する場合に、
「省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金」の補助金よりも額などを優遇しています

促進区域

国や県が制定した配慮基準に基づき、各市町村が再生可能エネルギー設備の設置に適している場所として設定する区域のことです。

令和8年4月末での県内促進区域設定状況（今年度から長浜市が追加となりました）

市町	促進区域の範囲
米原市	米原市米原地区の一部(近隣商業地域) 米原市梅ヶ原地区の一部(準工業地域、近隣商業地域)
草津市	草津市の災害時の拠点となる施設(市公共施設、高校、大学等)で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上および敷地など。 または、草津市と「愛する地球のために約束する協定」を締結し、市とともに地球温暖化対策を進めていく市内事業者・団体の施設で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上および敷地など。
湖南市	住宅および住宅以外の建物の屋根上
長浜市	市内全域における建物部の屋上

※設置予定の場所が促進区域であるかどうかは、各市町にお問い合わせください

米原市の例

第6章 米原市地球温暖化対策実行計画

6-5 脱炭素地域づくりに向けた取組【区域施策編】

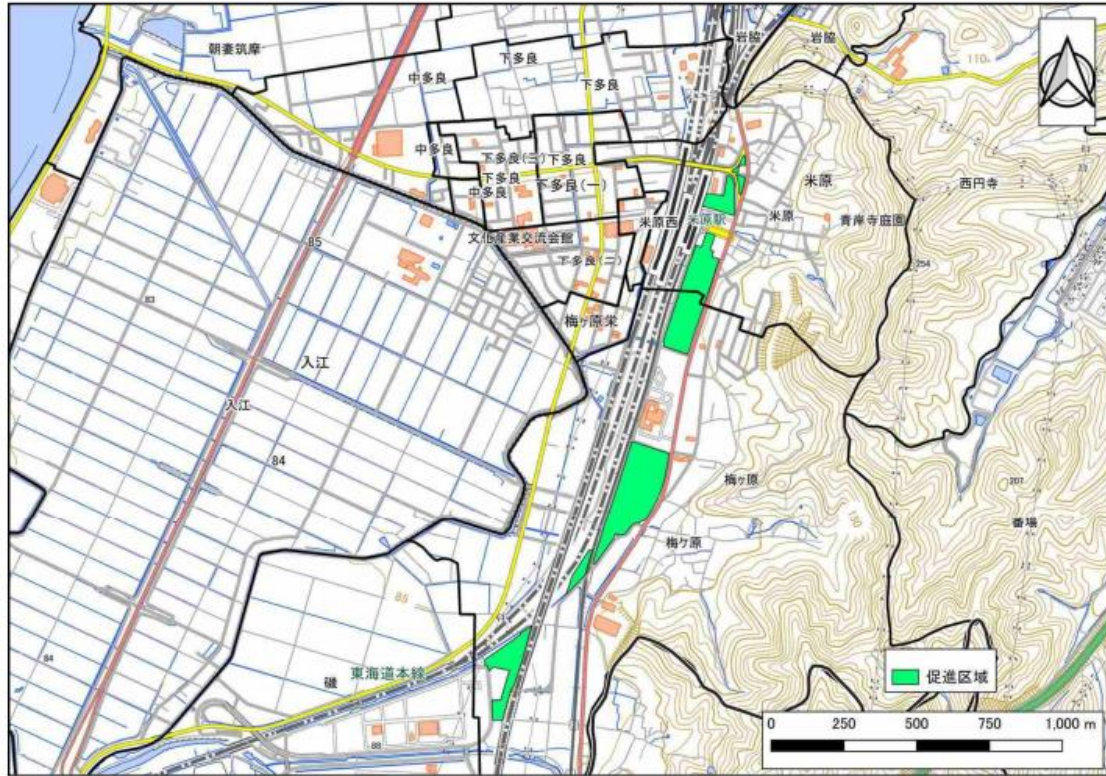


図 6-5-1 促進区域（米原駅周辺民生施設群）の指定

草津市の例

草津市地球冷やしたい（地球温暖化対策市民運動）に、参加しましょう！



「愛する地球のために約束する協定」を結び
温暖化対策の取組を始めましょう!!

草津市は、深刻な地球温暖化問題に対応するために、市民、事業者、団体などのみなさんと協力して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減することを目的に「**愛する地球のために約束する草津市条例**」を平成２０年４月１日に施行しました。

市では、この条例に基づき、皆さんに自主的な取組を約束（市長と協定を締結）していただき、地球温暖化対策の市民運動が盛り上がることを目指しています。

また、協定締結により、令和３年１２月１７日に市と市議会が表明した「草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言」への賛同を示すこともできます。

[illegible]

補助について（予定）

1. 補助金額

補助対象設備	補助額	上限
太陽光発電設備	出力（kW）× 5万円／kW *出力値はパネルとパワコンの低い方	500万円
太陽光発電設備 + 蓄電池	太陽光発電：出力（kW）×5万円／kW 蓄電池：蓄電池価格（円／kWh）と下記価格*のいずれか低い額 × 1／3 × 蓄電容量（kWh） … 蓄電池価格は補助対象経費から算定 * 家庭用（4800Ah・セル未満）：15.5万円／kWh 業務用（4800Ah・セル以上）：19万円／kWh	500万円

2. 補助対象者（大企業や法人格のない個人事業者も補助対象となります）

- （1）滋賀県内の促進区域に事業所がある事業者
- （2）ファイナンスリースまたはオンサイトP P Aにより、（1）の事業所に太陽光設備等を設置する事業者

3. 締切

対象	締切日	注意事項
交付申請	令和8年12月10日（木） 17：00まで	締切までに提出書類不足や記入漏れがない状態であること
実績報告	令和9年2月10日（水） 17：00まで	

4. 効果報告

令和10年6月30日（金）17：00まで 発電量や自家消費量を示すエビデンスなども併せて提出

※各提出書類（様式、添付書類）は、省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金とは違っておりますので、今後公開します要領や手引きをみてご準備ください

交付申請書記入例（補助金額決定部分）

補助対象とした設備全てにチェックしてください。

対象設備

☒ア）太陽光発電設備

☒ 新設 ☐ 増設

※どちらかに☑を記入

公称最大出力合計値

50.00

kW

※小数点第2位まで記入

パワーコンディショナー合計出力合計値

49.00

kW

※小数点第2位まで記入

☒イ）蓄電池

※アを合わせて実施する必要があります。

他の補助金で交付される額

対象設備に関して他(国や市町村など)から交付される総額

円

パネルとパワコンの小さい容量が出力値となる

交付申請額

①太陽光発電設備 太陽電池の公称最大出力もしくはパワーコンディショナの定格出力の低い方 (49.00 (kW) × 50,000円 = 2,450,000 円 (上限500万円) 太陽光発電補助金額

②蓄電池 補助単価 63,333 (円/kWh) × 容量 10.00 kWh = 633,000 円 (上限500万円) 蓄電池補助金額

【蓄電池1kWh当たりの価格算定】 ※

工事費込み価格 = 2,400,000 円

定格蓄電容量 = 10.00 kWh ←ここに蓄電池の定格容量を入力

1kWh当たりの価格 (工事費込み価格÷定格蓄電容量) = 240,000 円/kWh

蓄電池タイプ = 4800Ah・セル以上 ←プルダウンメニューでセル容量を選択

蓄電池の価格 = 190,000 円/kWh ←価格の上限と比較した蓄電池の価格

価格の上限

(家庭用蓄電池4800Ah・セル未満) : 155,000円/kWh (工事費込み)

(業務用蓄電池4800Ah・セル以上) : 190,000円/kWh (工事費込み)

補助単価 = 63,333 円/kWh

※補助単価は蓄電池価格(円/kWh)と価格の上限のいずれか低い額×1/3

kWh当たりの単価と上限値との比較で決まる

補助単価は蓄電池単価×1/3

太陽光発電設備 2,450,000 (上限500万円) + 蓄電池設備 633,000 (上限500万円) = 交付申請額 3,083,000 円 (上限500万円)

交付申請金額 3,083,000 円 ← 交付申請額を入力

※それぞれの設備の費用計算で1,000円未満は切り捨てとなります

	区分	予算額 (円)		摘要	
収入 (税抜)	自己資金		4,167,000		
	借入金				
	本補助金		3,083,000		
	他の補助金				
	収入計	収入が支出と一致していません！			
支出 (税抜)	区分	細目	予算額 (円)	うち補助対象経費 (円)	摘要
	設備費	太陽光発電	3,650,000	3,650,000	
	本工事費	太陽光発電	1,200,000	1,200,000	
	付帯工事費	太陽光発電	50,000		電力申請費用
	他の補助金	太陽光発電			補助対象経費に他の補助金を記入不要
	太陽光発電計		4,900,000	4,850,000	
	蓄電池本体設備費 (*蓄電池自体の価格)	蓄電池タイプ ☒ 業務用 ☐ 家庭用	2,000,000	2,000,000	補助対象外経費があるなら補助対象経費欄には計上しない
	蓄電池本体以外の設備費	蓄電池			
	本工事費	蓄電池	400,000	400,000	
		蓄電池			
		蓄電池			
	他の補助金	蓄電池			補助対象経費に他の補助金を記入不要
	蓄電池計		2,400,000	2,400,000	
	支出計		7,300,000	7,250,000	

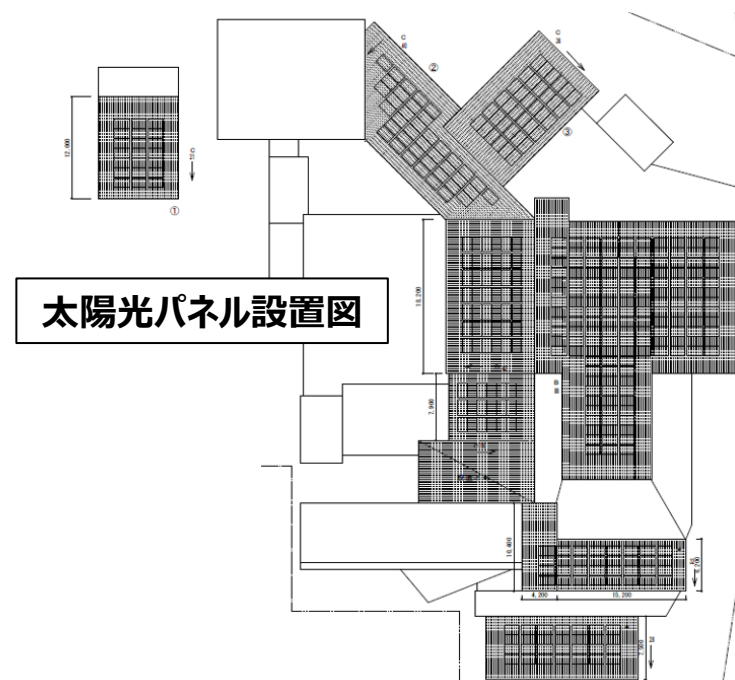
申請・計画

補助金活用事例 太陽光発電設備導入

出典：令和7年度補助金活用事例

- ・太陽光パネル 465W×367枚=170.66kW
 - ・パワーコンディショナー 50kW×3台=150kW
- を事業所の建屋の屋根に設置する事業計画を立案し、5,000,000円の補助金を令和7年10月に申請

	発電計画量 (kWh/年)	自家消費量 (kWh/年)	自家消費率 (%)
自家消費率	189,559.7	185,006	98%
		県内の他需要家消費量	県内の他需要家の消費率 (%)
		0	—



実績

5,000,000円の補助金を令和8年2月に交付（実績報告後）

太陽光パネル（一部）



パワコン



周辺設備

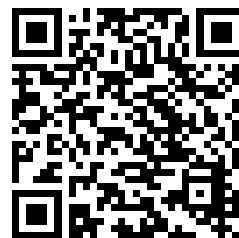


※発電量実績、自家消費率実績などの効果報告は約1年後に提出いただきます

令和8年度 次世代自動車普及促進事業補助金 (事業者向け)



要領、様式などは下記URLにて参照ください



概要

次世代自動車



EV
(電気自動車)

100%電気で走行



PHV
(プラグインハイブリッド自動車)

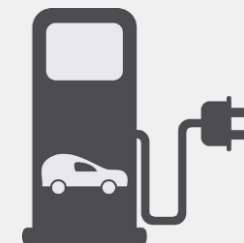
電気または
ガソリンで走行



FCV
(燃料電池自動車)

水素と酸素の化学反応
で作った電気で走行

充電設備



急速充電設備
普通充電設備

電気自動車などの
充電用の設備



運輸部門の温室効果ガス排出量を削減し、CO2ネットゼロ社会づくりを推進する観点から、県内に事業所がある法人・個人事業主の**次世代自動車の新車購入**と**充電設備の新規導入**を支援する補助金

申請フロー

次世代自動車



次世代自動車の
購入・納車

購入+車両の初度登録
日
R6.4/1~R7.1/31



滋賀県へ
自動車管理計画書を
提出
※補助金申請に必須



滋賀県から
受付完了メールを
受け取る



プラザへ申請※

※申請書類は申請様式にある
チェックシートをご確認ください。

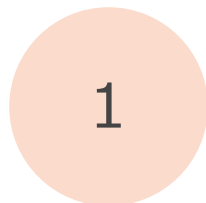


交付決定後
補助金の交付



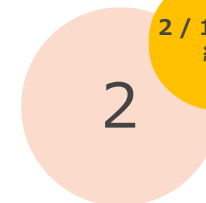
2 / 10 (水)
締切

充電設備



充電設備の
購入・設置

購入+工事完了
**R7.4/1~
R8.1/31**



プラザへ申請※

※申請書類は申請様式にある
チェックシートをご確認ください。



交付決定後
補助金の交付



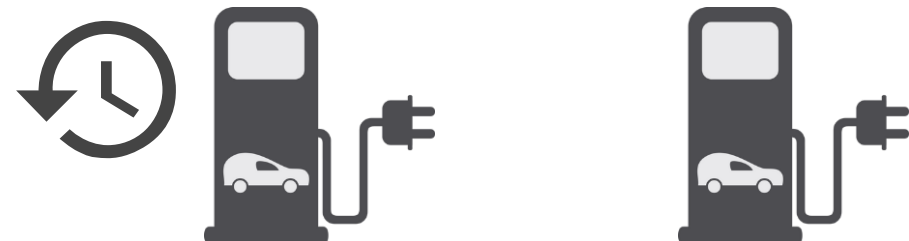
対象車両・対象充電設備は、申請前に（一社）次世代自動車振興センターのHPにてご確認ください。

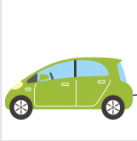
2 / 10 (水)
締切

補助額



区分	種別	補助上限額	補助率
次世代 自動車	電気自動車(EV)	10万円	－（定額）
	プラグインハイブリッド自動車(PHV)		
	燃料電池自動車(FCV)	20万円	
充電 設備	普通充電設備	10万円	補助対象経費 の 1 / 2
	急速充電設備	30万円	



	次世代自動車 	充電設備 
申請期限	2027年2月10日（水） 17:00	
補助対象者	滋賀県内に事業者がある法人・個人事業主	
補助対象経費	新車 の車両本体価格のみ ※中古車・新古車、 次世代自動車からの乗り換えは対象外	新品・新規導入の設備本体代金 のみ ※工事費、消費税等は対象外
要件	滋賀県内に使用の本拠の位置を置くもの※	滋賀県内に設置されるもの※
補助対象 車両・設備	（一社）次世代自動車振興センターH.P.にてご確認ください ※超小型モビリティ、エコカー、側車付二輪自動車・原動機付自転車は対象外です	
対象期間	車両の初度登録日	充電設備の設置工事
	2026年4月1日～2027年1月31日 ※期間内に代金の精算が完了していること	

※詳細は交付要領・申請の手引きをご覧ください

留意事項・ポイント

- ◎ **他の補助金との併用ができます。**
(例：国のCEV補助金活用後、当補助金利用 など)
- ◎ 1回の申請において、**台数は無制限**です。
- ◎ **次世代自動車のリースも対象**となりました。

! 同一申請者からの**申請は1回のみ**です。
ただし、次世代自動車と充電設備の2つの区分において、各1回交付可能です。

過年度	令和8年度		対象
1回目 	2回目 	—	○
1回目 	2回目 	—	×
—	1回目 	2回目 	○
—	1回目 	2回目 	×

凡例



= 次世代自動車：EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）



= 充電設備：急速充電設備、普通充電設備

リースの場合

区分	申請者	必要書類（納税証明書や登記など）
	使用者	使用者の分が必要
	リース会社	リース会社と使用者の分が必要

お問い合わせ



CO2ネットゼロ支援課

<https://www.shigaplaza.or.jp/news/hojokin-co2-20260409/>



077-511-1424



jisedai2026@shigaplaza.or.jp

※メール申請してください。また、メール送信できない大容量ファイルがある場合は、プラザにご連絡ください。



! 次世代自動車分を補助金申請する場合は、すべての事業者が**自動車管理計画書を必ず滋賀県へ提出してください。**

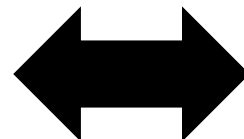
- **脱炭素経営支援事業**
- **中小企業版SBT認定取得支援補助金**

省エネ再エネ推進事業



省エネ診断

- ・エネルギー使用状況の分析
- ・省エネの改善提案



活動連携

運用改善提案

*ユーティリティ設備
設備更新・導入提案

改善伴走支援



設備導入補助金



脱炭素経営支援事業

窓口相談

脱炭素経営／
支援制度の紹介

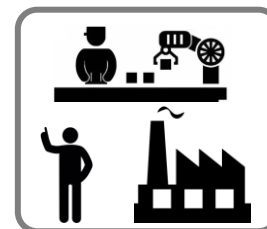
支援制度
の周知

普及セミナー開催
ガイドブック配布

簡易診断
*企業訪問



生産性向上
〈専門家とコーディネート〉



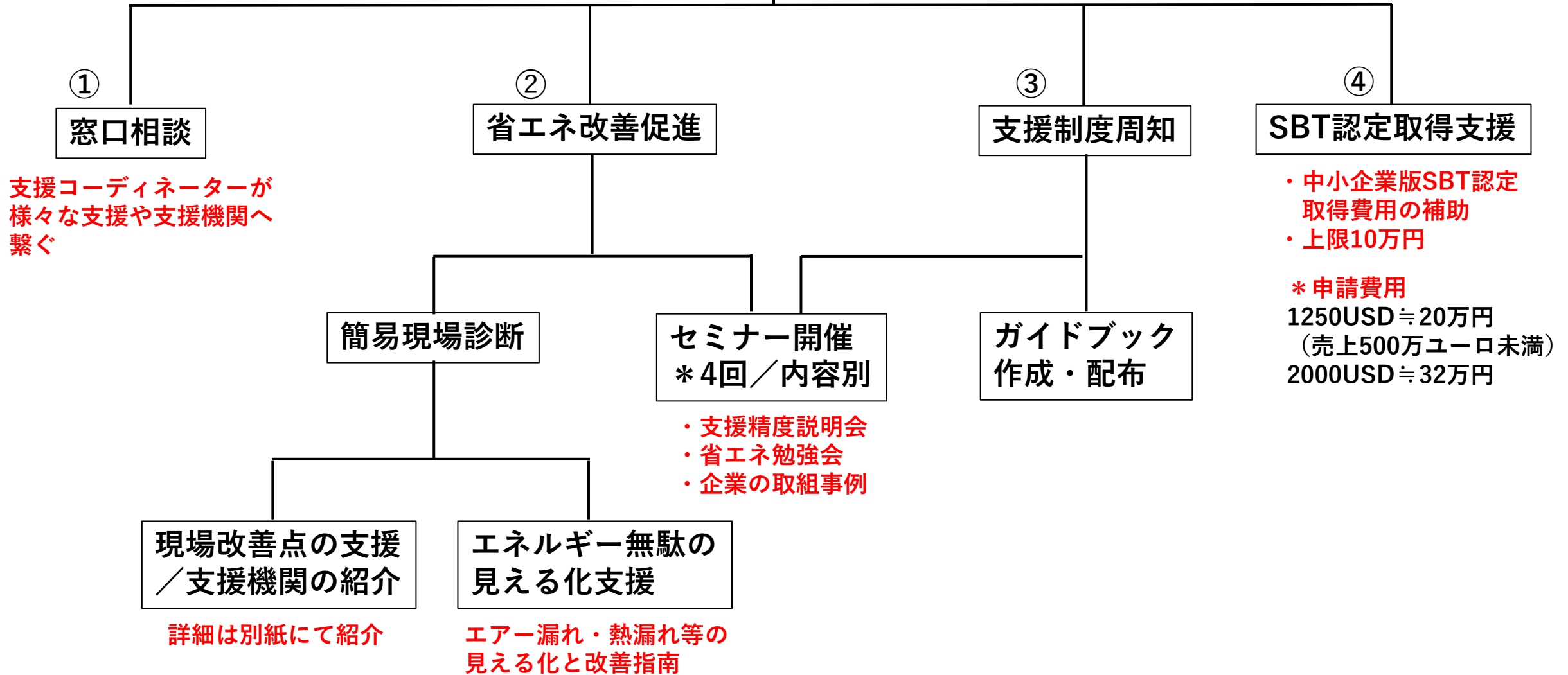
省エネ診断
と可視化



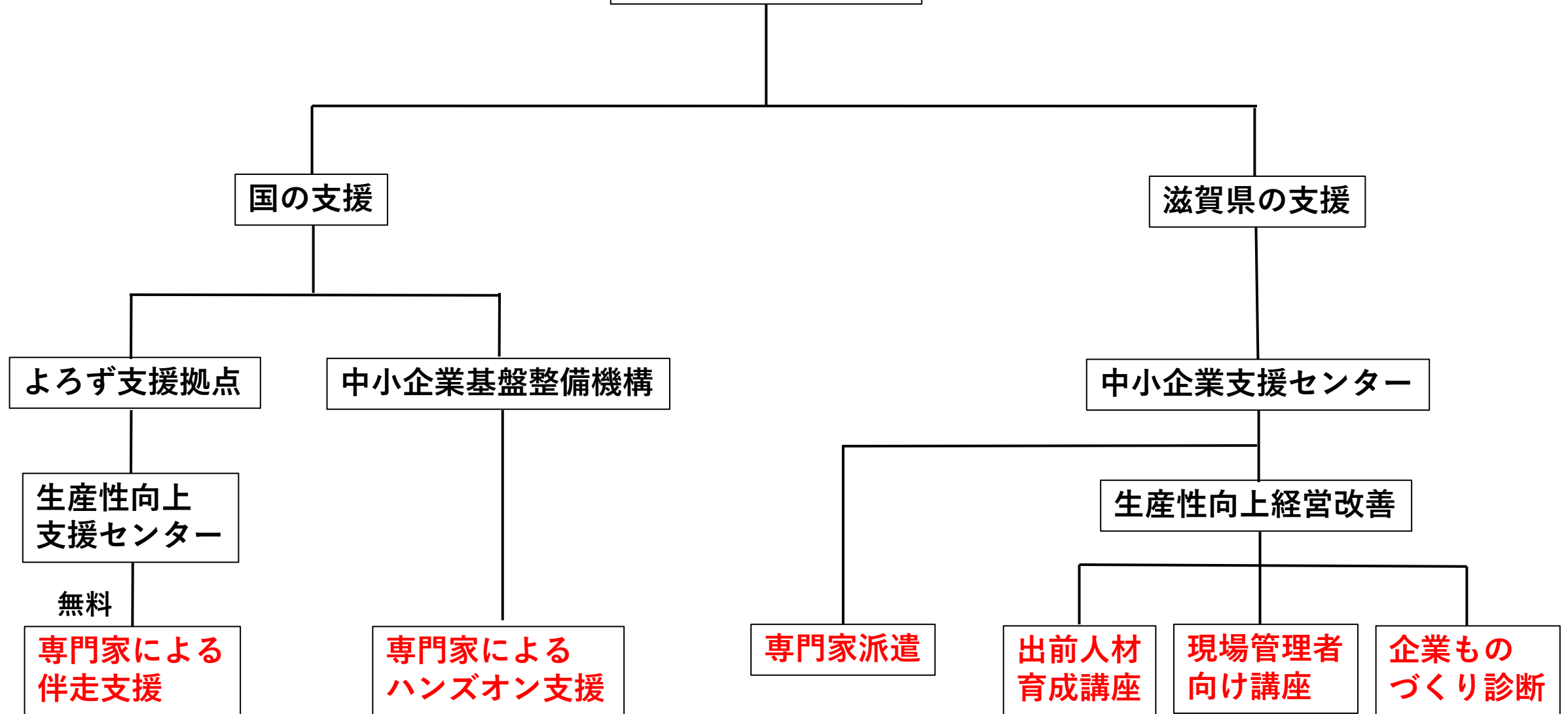
補助金

SBT 認証申請
補助金

脱炭素経営支援事業体系



生産性向上支援体系



脱炭素経営支援コーディネーター

スキル

- ・ 中小企業庁滋賀県よろず支援拠点
生産性向上支援センター サポーター (公)
- ・ しが産業生産性向上支援インストラクター (公)
- ・ 中小企業基盤整備機構 近畿本部
中小企業アドバイザー *経営支援 (公)
- ・ トヨタ生産方式現場改善トレーナー